テ　ヘキサニトロヘキサアザイソウルチタン又はその混合物
ア　メチルヒドラジン又はその混合物
サ　一・二―ジメチルヒドラジン又はその混合物
キ　一・一―ジメチルヒドラジン又はその混合物
ユ　イソシアナートであって、次のいずれかに該当するもの
（一）トルエンジイソシアナート（別名ＴＤＩ）
（二）メチレンビス（四・一―フェニレン）＝ジイソシアナート（別名ＭＤＩ）
（三）イソホロンジイソシアナート（別名ＩＰＩＤ）
（四）ヘキサメチレンジイソシアナート（別名ＨＤＩ又はＨＭＤＩ）
（五）ジメリルジイソシアナート（別名ＤＤＩ）
メ　硝酸アンモニウム（化学的に純粋なものに限る。）又は相安定化硝酸アンモニウム

十二　次のいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質の製造用の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはその製造装置又はこれらの部分品（次号から第十六号までのいずれかに該当するものを除く。）
イ　前号（メを除く。）に該当する物資
ロ　シクロテトラメチレンテトラニトラミン又はシクロトリメチレントリニトラミン
ハ　コンポジット推進薬
ニ　二―ニトロジフェニルアミン又はＮ―メチル―Ｐ―ニトロアニリン

十三　バッチ式の混合機（液体用のものを除く。）であって、〇以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のイ及びロに該当するもの又はその部分品
イ　全容量が一一〇リットル以上のもの
ロ　混合機の中心軸から離れた混和軸又は捏和軸を少なくとも一本有するもの

十四　連続式の混合機（液体用のものを除く。）であって、〇以上一三・三二六キロパスカル以下の絶対圧力で混合することができるもののうち、混合容器内の温度を制御することができ、かつ、次のいずれかに該当するもの又はその部分品
イ　二本以上の混和軸又は捏和軸を有するもの
ロ　振動機能を備えた一本の回転軸を有し、かつ、混合容器内及び回転軸上に捏和のための突起を有するもの

十五　第十一号若しくは第十二号ロからニまでのいずれかに該当する推進薬若しくはその原料となる物質を粉砕することができるジェットミル又はその部分品

十六　第十一号ホからトまでのいずれかに該当する金属の粉末（噴霧粉又は球形粉に限る。）の製造用の装置又はその部分品

十七　複合材料、繊維、プリプレグ又はプリフォーム（ペイロードを三〇〇キログラムメートル以上運搬することができるロケット又は無人航空機に使用することができるものに限る。）の製造用の装置であって、次のいずれかに該当するもの又はその部分品若しくは附属品
イ　フィラメントワインディング装置又はファイバープレイスメント装置であって、繊維を位置決めし、包み作業及び巻き作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が三以上のもの又はその制御装置
ロ　フィラメントワインディング装置であって、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの又はその制御装置若しくはマンドレル
（一）繊維を位置決めし、包み及び巻く作業を行うもののうち、それらの作業を相関して制御することができる軸数が二以上のもの